

# 積

# 立

# &

京セラグループ  
社員のみなさまへの  
おすすめ

# 年

# 金

# プ

# ラ

# ン

2023年更新

## 募集

(個人年金保険料控除)税制適格コース+(医療保障付)自由選択コース、併用プラン  
(拠出型企業年金保険/一時払退職後終身保険/ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険))  
※ご加入には所定の条件があります。詳細は「加入資格」をご確認ください。

商品内容のご説明

### 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。  
・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトから申込みいただいた方は、当パンフレットをプリントアウト等のうえ大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



給与控除  
積立型の  
年金制度

自由に選べる  
積立方法と  
受取方法

Bコースについては  
積立途中での  
保険料積立金の  
一部受取り(減口)  
が可能



積立&年金プランは制度発足後35年目を迎えます。  
この制度には、「Aコース」と「Bコース」の2コースが設定されています。

「Aコース」は保険料が個人年金保険料控除の対象となる税制適格型個人年金制度です。

「Bコース」は保険料が一般生命保険料控除の対象です。積立途中での保険料積立金の一部受取り(減口)や保険料払込期間満了時の受取方法を自由に選択ができる制度です。

A・B両コース同時の加入、Aコースのみ、Bコースのみの加入、いずれも自由に選択できます。

両コース同時にご加入されることをおすすめします。

**加入(増額)日** 2024年1月1日  
(ただし、賞与払(半年払)の保険料部分の加入(増額)日は2024年6月1日です。)

**申込受付期間** 2023年11月1日(水)~11月17日(金)

**申込方法** パソコン・スマートフォンから「N-ナビゲーション」にてweb申込み(または申込書を各拠点総務へ提出)

**保険料払込方法** ・月払は2024年1月給与から  
・賞与払(半年払)は2024年夏期賞与から  
・一時払については銀行振込みとなります。  
ご加入者(被保険者)へ別途ご案内します。

京セラ株式会社  
京セラインターナショナル株式会社

## 財産形成の手段として、

### 積立&年金プランとは

- 1 給与控除の積立型の年金制度です。
- 2 Aコース(税制適格型)、Bコース(自由選択型)の2つのコースがあります。
- 3 保険料は口数単位で自由に選択できます。  
毎月の給与控除のほか、賞与払(半年払)や一時払もあります。  
(賞与払(半年払)・一時払は月払加入が条件)
- 4 必要に応じて保険料積立金の一部を受取ることができます。(Bコースのみ)



### この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。  
Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。  
Bコース(自由選択型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。  
(2023年5月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。  
年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- また、Bコース(自由選択型)のご加入者(被保険者)は、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。  
また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

### 制度のしくみ図

#### ■モデル加入例

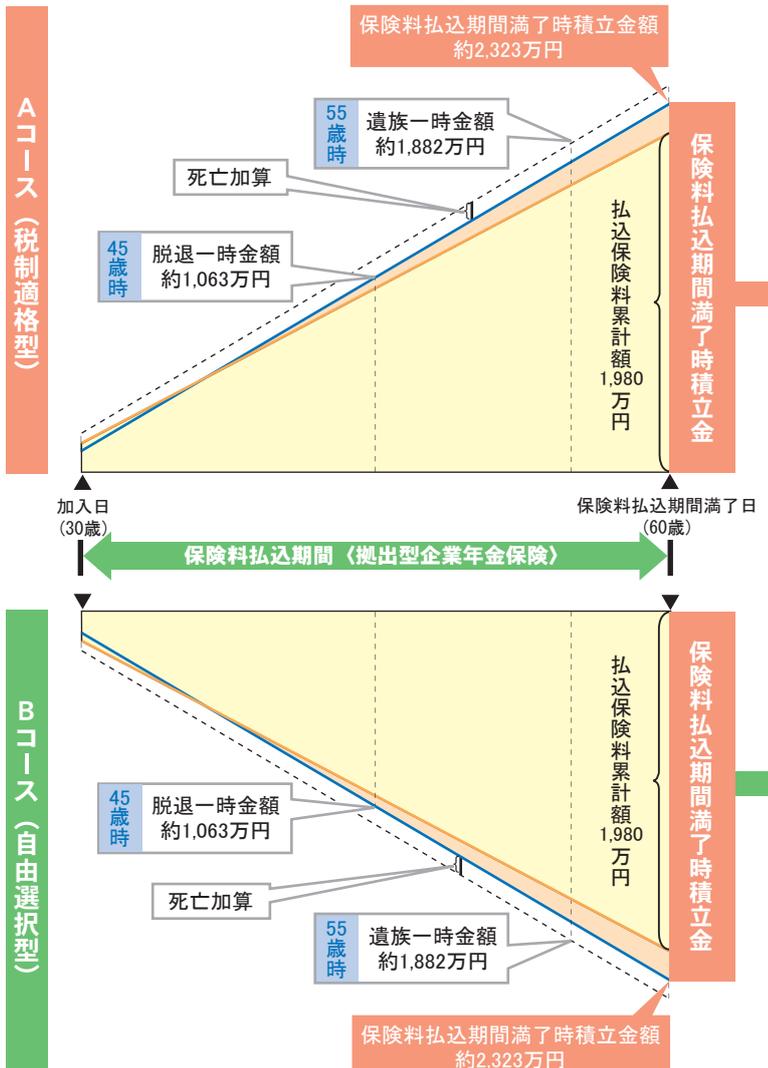
30歳加入(男性) 保険料払込期間満了年齢 60歳

| Aコース(税制適格型) |                                  | Bコース(自由選択型) |                                  |
|-------------|----------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 月払          | 30,000円<br>(1口 1,000円で30口)       | 月払          | 30,000円<br>(1口 1,000円で30口)       |
| 賞与払         | 150,000円<br>(半年払)(1口10,000円で15口) | 賞与払         | 150,000円<br>(半年払)(1口10,000円で15口) |

#### 在職中(保険料払込期間中)の給付内容

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき  
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき  
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族(\*)にお支払いします。  
新規加入や増額される場合、死亡加算は加入日(または増額日)から適用されます。

(\*)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。



# のご紹介

## 有効にご活用ください。

保険料払込期間満了後の給付内容(給付プラン) ・保険料払込期間満了時(定年退職時)に該当者あてに給付選択のご案内をします。

次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。(10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金)  
 ※Bコースのご加入者(被保険者)は、月払部分と賞与払(半年払)部分、一時払部分を合算して年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

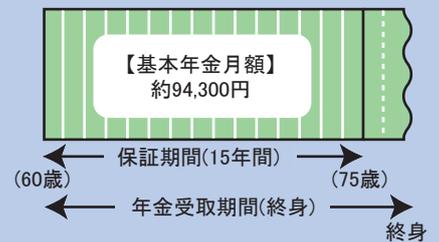
### 10年・15年確定年金受取 < 拠出型企業年金保険 >

- 年金受取期間中  
10年または15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。  
 ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合  
ご遺族(※)に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。  
 ・一時金でのお受取りを希望された場合  
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。  
 (※)ご遺族の取扱いは、1ページの「在職中(保険料払込期間中)の給付内容」の(\*)をご参照ください。



### 15年保証期間付終身年金受取 < 拠出型企業年金保険 >

- 保証期間中  
15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。  
 ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合  
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。  
 ・一時金でのお受取りを希望された場合  
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- 保証期間経過後  
ご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)



### 一時金受取

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

### 医療保障(注)

< ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険) >  
 [個人保険]

- 70歳まで(\*)の傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を確保できます。
- (\*)保険期間は満70歳を超えて最初に迎える契約応当日の前日までです。
- ※詳細は11ページをご参照ください。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 入院給付金       | 15万円                    |
| 外来手術給付金     | 1.5万円                   |
| 先進医療給付金     | 先進医療にかかる技術料と同額          |
| 先進医療サポート給付金 | 20万円(先進医療にかかる技術料と同額が上限) |

← 保険期間(70歳まで(\*)) →

契約日(60歳) 満了日

### 終身保障(注)

< 一時払退職後終身保険 > [個人保険]

2016年7月2日以降、販売を休止しております。

- 死亡・所定の高度障がいの場合…死亡・高度障がい保険金をお支払いします。
- ※詳細は12ページをご参照ください。



(注)医療保障、終身保障は、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、11、12ページをご参照ください。

#### 【積立金の移換について】

- ・加入資格を満たせばA・B両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

#### 【給付額について】

- ・しくみ図の給付額は、5ページの給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

# ご存知ですか？ 税務上のお取扱い

## 【拠出型企業年金保険】

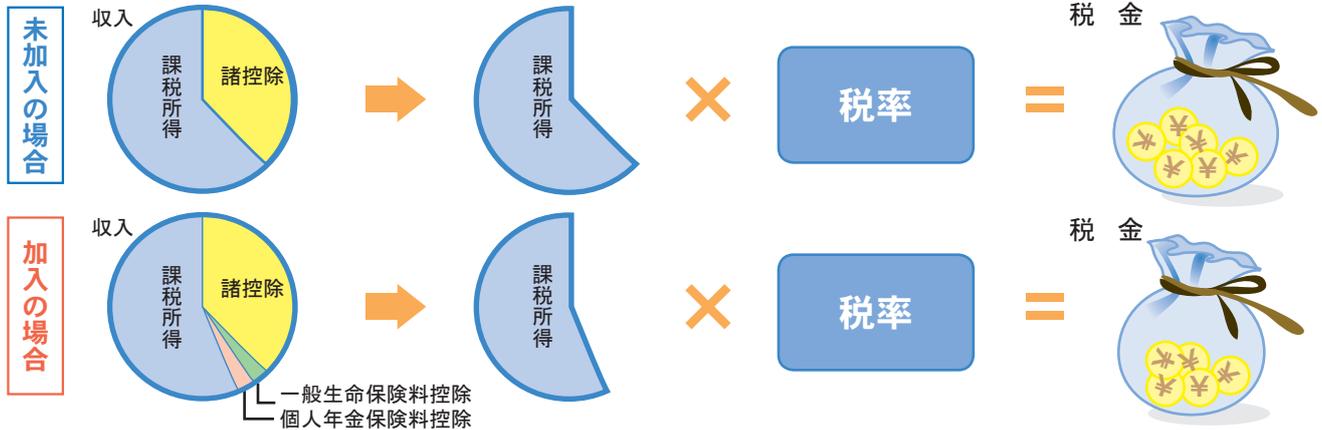
保険料

**税金の負担が軽くなります！**

- ・Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
- ・Bコース(自由選択型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。

例えば、 **Aコース** **Bコース** 年間お払込保険料が10万円の場合

所得税について年間50,000円、住民税について年間35,000円が課税所得から控除されますので、税負担が軽減されます。(個人年金保険料控除、一般生命保険料控除、それぞれ別枠での適用です。)



※当積立&年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立&年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立&年金プランは旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

※上の図はイメージであり、各々の割合は実際とは異なります。

## 【拠出型企業年金保険】

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

・年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$

・脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金

一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

\*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

・遺族一時金

相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

## 【ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)】

保険料

・前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。

(ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)の前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。)

給付金

・入院給付金・外来手術給付金・先進医療給付金・先進医療サポート給付金

本人が受取人の場合、非課税です。

※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

## 【一時払退職後終身保険】

保険料

・一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。

(一時払退職後終身保険の一時払保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。)

保険金

・死亡保険金

相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

・高度障がい保険金

本人が受取人の場合、非課税です。

※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

●税務の取扱い等について、2023年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

# どういう加入の仕方が良いのかな？

A・B両方のコースに加入したほうが良いのかな。

そのとおり！ Aコースは個人年金保険料控除の対象※だし、Bコースでは積立途中で保険料積立金の一部受取りが可能なの。

生命保険料控除（個人年金・一般）の効果を十分に活かして積立てる加入の仕方とは？



※2023年5月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

月払 30,000円  
賞与払 150,000円 (半年払) に加入する場合を考えてみましょう。

例)

## ☆ Aコースの保険料を決める (年間10万円)

月払 5,000円(1口 1,000円で5口)  
賞与払 20,000円(1口10,000円で2口)  
(半年払)

他にも月払のみ10,000円にするなどパターンはあります。ただし、この場合は10万円を超過します。

Aコースの保険料は、年間10万円で個人年金保険料控除額が最大となるので、あとの差額はBコースへ加入します。

※当積立&年金プラン以外に個人年金保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合は、その保険等の年間保険料とあわせて、個人年金保険料控除が最大となるように、Aコースの保険料をご検討ください。

## ☆ 残りの保険料でBコースに加入する

月払 25,000円(1口 1,000円で25口)  
賞与払 130,000円(1口10,000円で13口)  
(半年払)

Bコースは積立途中で保険料積立金の一部を受取ることができ、定年退職時には一時金・年金のほか、医療保障<ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)>・終身保障<一時払退職後終身保険>※へも申込みいただけます。

※終身保障は、保険料払込期間満了時の金融経済情勢次第で契約いただくことができない場合があります。2016年7月2日以降、販売を休止しております。

◎上記の例よりも、さらに多くの保険料のお払込みをお考えの方はAコース(年間10万円)を超えた分は、すべてBコースでお申込みください。

# 賢く増やして楽しく使おう！

年金・一時金および脱退時の受取額の目安としてご参照ください。

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、月払:3年間、賞与払(半年払):3年間、一時払:2年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件を置いて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は、当パンフレットに記載の給付額についてご確認ください。

## ●給付額試算表

### 1. 月払 10口 10,000円加入の場合【保険料払込期間満了年齢:60歳】

| 積立期間 | 払込保険料累計額   | 積立金額(脱退一時金額) | 年金受取          |               |                    |               |
|------|------------|--------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|
|      |            |              | 10年確定年金基本年金月額 | 15年確定年金基本年金月額 | 15年保証期間付終身年金基本年金月額 |               |
|      |            |              |               |               | 男性                 | 女性            |
| 1年   | 120,000円   | 約 119,000円   | 約 ( 1,000 ) 円 | 約 ( 700 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 400 ) 円   |
| 2年   | 240,000円   | 約 239,400円   | 約 ( 2,000 ) 円 | 約 ( 1,400 ) 円 | 約 ( 900 ) 円        | 約 ( 800 ) 円   |
| 3年   | 360,000円   | 約 361,100円   | 約 ( 3,100 ) 円 | 約 ( 2,100 ) 円 | 約 ( 1,400 ) 円      | 約 ( 1,200 ) 円 |
| 4年   | 480,000円   | 約 484,200円   | 約 ( 4,200 ) 円 | 約 ( 2,900 ) 円 | 約 ( 1,900 ) 円      | 約 ( 1,700 ) 円 |
| 5年   | 600,000円   | 約 608,700円   | 約 ( 5,300 ) 円 | 約 ( 3,600 ) 円 | 約 ( 2,400 ) 円      | 約 ( 2,100 ) 円 |
| 8年   | 960,000円   | 約 990,700円   | 約 ( 8,600 ) 円 | 約 ( 5,900 ) 円 | 約 ( 4,000 ) 円      | 約 ( 3,500 ) 円 |
| 10年  | 1,200,000円 | 約 1,252,700円 | 約 10,900 円    | 約 ( 7,500 ) 円 | 約 ( 5,000 ) 円      | 約 ( 4,400 ) 円 |
| 15年  | 1,800,000円 | 約 1,934,000円 | 約 16,900 円    | 約 11,600 円    | 約 ( 7,800 ) 円      | 約 ( 6,900 ) 円 |
| 20年  | 2,400,000円 | 約 2,655,000円 | 約 23,200 円    | 約 15,900 円    | 約 10,700 円         | 約 ( 9,500 ) 円 |
| 25年  | 3,000,000円 | 約 3,418,300円 | 約 29,900 円    | 約 20,500 円    | 約 13,800 円         | 約 12,200 円    |
| 30年  | 3,600,000円 | 約 4,226,300円 | 約 37,000 円    | 約 25,400 円    | 約 17,100 円         | 約 15,100 円    |

### 2. 賞与払(半年払) 10口 100,000円加入の場合【保険料払込期間満了年齢:60歳】

| 積立期間 | 払込保険料累計額   | 積立金額(脱退一時金額) | 年金受取          |               |                    |               |
|------|------------|--------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|
|      |            |              | 10年確定年金基本年金月額 | 15年確定年金基本年金月額 | 15年保証期間付終身年金基本年金月額 |               |
|      |            |              |               |               | 男性                 | 女性            |
| 1年   | 200,000円   | 約 198,100円   | 約 ( 1,700 ) 円 | 約 ( 1,100 ) 円 | 約 ( 800 ) 円        | 約 ( 700 ) 円   |
| 2年   | 400,000円   | 約 398,500円   | 約 ( 3,400 ) 円 | 約 ( 2,400 ) 円 | 約 ( 1,600 ) 円      | 約 ( 1,400 ) 円 |
| 3年   | 600,000円   | 約 601,100円   | 約 ( 5,200 ) 円 | 約 ( 3,600 ) 円 | 約 ( 2,400 ) 円      | 約 ( 2,100 ) 円 |
| 4年   | 800,000円   | 約 806,100円   | 約 ( 7,000 ) 円 | 約 ( 4,800 ) 円 | 約 ( 3,200 ) 円      | 約 ( 2,800 ) 円 |
| 5年   | 1,000,000円 | 約 1,013,300円 | 約 ( 8,800 ) 円 | 約 ( 6,100 ) 円 | 約 ( 4,100 ) 円      | 約 ( 3,600 ) 円 |
| 8年   | 1,600,000円 | 約 1,649,200円 | 約 14,400 円    | 約 ( 9,900 ) 円 | 約 ( 6,600 ) 円      | 約 ( 5,900 ) 円 |
| 10年  | 2,000,000円 | 約 2,085,300円 | 約 18,200 円    | 約 12,500 円    | 約 ( 8,400 ) 円      | 約 ( 7,400 ) 円 |
| 15年  | 3,000,000円 | 約 3,219,400円 | 約 28,200 円    | 約 19,300 円    | 約 13,000 円         | 約 11,500 円    |
| 20年  | 4,000,000円 | 約 4,419,700円 | 約 38,700 円    | 約 26,600 円    | 約 17,900 円         | 約 15,800 円    |
| 25年  | 5,000,000円 | 約 5,690,200円 | 約 49,800 円    | 約 34,200 円    | 約 23,100 円         | 約 20,400 円    |
| 30年  | 6,000,000円 | 約 7,035,200円 | 約 61,600 円    | 約 42,300 円    | 約 28,500 円         | 約 25,200 円    |

### 3. 一時払 10口 100,000円加入の場合【保険料払込期間満了年齢:60歳】

| 積立期間 | 払込保険料累計額 | 積立金額(脱退一時金額) | 年金受取          |               |                    |             |
|------|----------|--------------|---------------|---------------|--------------------|-------------|
|      |          |              | 10年確定年金基本年金月額 | 15年確定年金基本年金月額 | 15年保証期間付終身年金基本年金月額 |             |
|      |          |              |               |               | 男性                 | 女性          |
| 1年   | 100,000円 | 約 99,800円    | 約 ( 800 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 2年   | 100,000円 | 約 100,900円   | 約 ( 800 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 3年   | 100,000円 | 約 102,000円   | 約 ( 800 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 4年   | 100,000円 | 約 103,200円   | 約 ( 900 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 5年   | 100,000円 | 約 104,300円   | 約 ( 900 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 8年   | 100,000円 | 約 107,900円   | 約 ( 900 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 10年  | 100,000円 | 約 110,400円   | 約 ( 900 ) 円   | 約 ( 600 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 300 ) 円 |
| 15年  | 100,000円 | 約 116,800円   | 約 ( 1,000 ) 円 | 約 ( 700 ) 円   | 約 ( 400 ) 円        | 約 ( 400 ) 円 |
| 20年  | 100,000円 | 約 123,500円   | 約 ( 1,000 ) 円 | 約 ( 700 ) 円   | 約 ( 500 ) 円        | 約 ( 400 ) 円 |
| 25年  | 100,000円 | 約 130,700円   | 約 ( 1,100 ) 円 | 約 ( 700 ) 円   | 約 ( 500 ) 円        | 約 ( 400 ) 円 |
| 30年  | 100,000円 | 約 138,300円   | 約 ( 1,200 ) 円 | 約 ( 800 ) 円   | 約 ( 500 ) 円        | 約 ( 400 ) 円 |

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額(医療保障を選択せず、医療保障の保険料を差引かない場合)に基づいて計算しております。  
 ※Bコースのご加入者(被保険者)は、月払部分と賞与払(半年払)部分、一時払部分を合算して年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、( )内は参考数値です。また、Aコースについては、加入年数が10年以上の場合のみ年金でお支払いします。

#### 〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。  
 そのため、例えば、この保険契約全体の加入人口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
  - (1)この保険契約全体の加入人口数が月払99,464口、賞与払(半年払)33,843口を常に維持していること、および初年度に一時払保険料10,000万円の払込みがあったことを前提とします。
  - (2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
  - (3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2023年5月11日現在)、および引受割合(2023年5月11日現在)に基づき計算しております。
  - (4)この保険契約における2023年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
  - (5)記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
- 年度(2024年1月1日~2024年12月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、1月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(7月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。
- この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

# シングル世代を応援します。

## 将来の結婚資金の準備に！



- 結納・婚約～新婚旅行までにかかった費用の平均額(全国(推計値))

総額 約 **371.3**万円 ※1

- 結婚を機とした新婚生活準備費用の平均額\*

総額 約 **59.0**万円 ※2

株式会社リクルート

※1「ゼクシィ結婚トレンド調査2022調べ」

※2「新婚生活実態調査2020(リクルートプライダル総研調べ)」

\*インテリア・家具、家電製品の購入金額

# 働き盛りの方を応援します。

## 教育資金やマイホーム資金をサポート！

### マイホーム資金

建売住宅

- 購入価額  
(建設費・土地取得費)

約 **3,495**万円  
(うち手持ち金247万円)

- 1カ月あたり予定返済額

約 **10**万円

住宅金融支援機構

「2020年度 フラット35利用者調査」

(すべて全国平均(新築)のデータ、

1万円未満は四捨五入)



保護者が支出した1年間・子供一人当たりの学校種別の学習費総額

|           |    |            |
|-----------|----|------------|
| 幼稚園       | 公立 | 165,126円   |
|           | 私立 | 308,909円   |
| 小学校       | 公立 | 352,566円   |
|           | 私立 | 1,666,949円 |
| 中学校       | 公立 | 538,799円   |
|           | 私立 | 1,436,353円 |
| 高等学校(全日制) | 公立 | 512,971円   |
|           | 私立 | 1,054,444円 |

文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」

| 目標金額            | 保険料   |  | 払込保険料累計額   | 積立金額          |
|-----------------|---|--|------------|---------------|
|                 | 月払  | 賞与払(半年払)   |            |               |
| 5年後<br>200万円    | 17,000円<br>内訳<br>[Aコース 5,000円(5口)]<br>[Bコース 12,000円(12口)] | 100,000円<br>内訳<br>[Aコース 20,000円(2口)]<br>[Bコース 80,000円(8口)]   | 2,020,000円 | 約 2,048,000円  |
| 10年後<br>1,000万円 | 39,000円<br>内訳<br>[Aコース 5,000円(5口)]<br>[Bコース 34,000円(34口)] | 250,000円<br>内訳<br>[Aコース 20,000円(2口)]<br>[Bコース 230,000円(23口)] | 9,680,000円 | 約 10,098,700円 |

●[]内は各コースの加入内訳です。Aコース(税制適格型)、Bコース(自由選択型)に分けてご加入になりますと、生命保険料控除の効果を十分に活かすことができます。

●この他、一時払の利用で、月々および賞与ごとの保険料を少なくする方法もあります。

# 実年世代を応援します。悠々自適な老後をめざして。



定年退職の頃には、  
子どもも結婚して2人  
の生活になりますね。

子どもの世話にならなく  
てもいいように、しっかり  
蓄えておきたい。  
それに、ゆったりと旅行  
もしたいなあ。



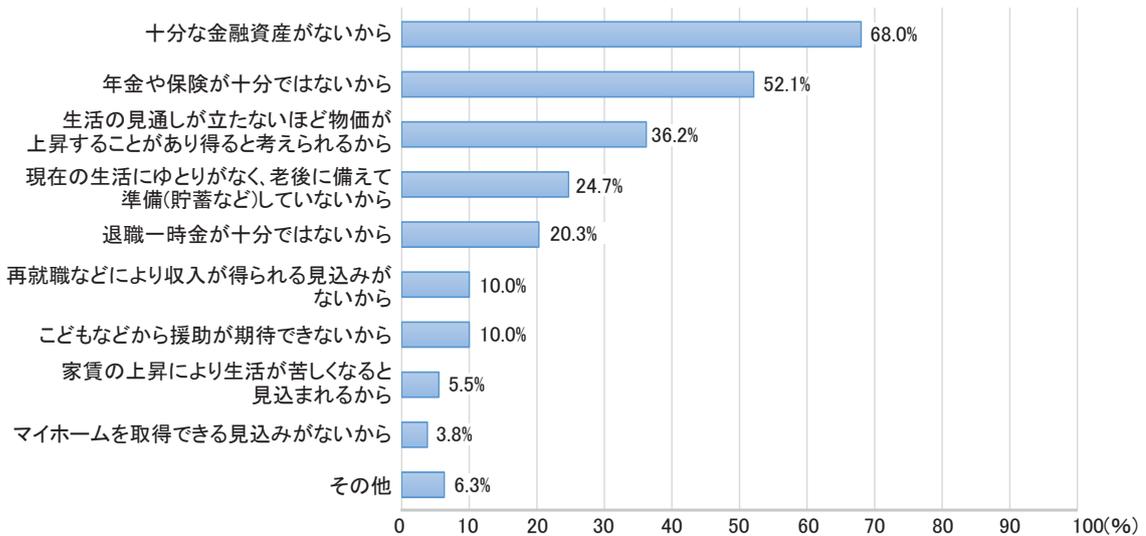
明るく豊かな第二の人生を迎えるために…。

## 高齢期の生活に対する不安とその理由

### ● 老後の生活への心配



### ● 老後の生活を心配している理由(複数回答)



金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 2022年」〔二人以上世帯調査〕

＜おすすめプラン＞ 60歳から10年間毎月10万円の年金を受取る場合(10年確定年金受取を選択いただいた場合)

| 積立開始年齢 | 保険料   |  | 払込保険料累計額    | 基本年金月額<br>(年金受取総額)       |
|--------|---|--|-------------|--------------------------|
|        | 月払  | 賞与払(半年払)   |             |                          |
| 40歳    | 27,000円<br>内訳<br>[Aコース 5,000円(5口)]<br>[Bコース 22,000円(22口)] | 100,000円<br>内訳<br>[Aコース 20,000円(2口)]<br>[Bコース 80,000円(8口)]   | 10,480,000円 | 約 101,600円<br>(約1,219万円) |
| 45歳    | 35,000円<br>内訳<br>[Aコース 5,000円(5口)]<br>[Bコース 30,000円(30口)] | 150,000円<br>内訳<br>[Aコース 20,000円(2口)]<br>[Bコース 130,000円(13口)] | 10,800,000円 | 約 101,700円<br>(約1,220万円) |
| 50歳    | 50,000円<br>内訳<br>[Aコース 5,000円(5口)]<br>[Bコース 45,000円(45口)] | 250,000円<br>内訳<br>[Aコース 20,000円(2口)]<br>[Bコース 230,000円(23口)] | 11,000,000円 | 約 100,600円<br>(約1,207万円) |

●[ ]内は各コースの加入内訳です。Aコース(税制適格型)、Bコース(自由選択型)に分けてご加入になりますと、生命保険料控除の効果を十分に活かすことができます。

●この他、一時払の利用で、月々および賞与ごとの保険料を少なくする方法もあります。

●実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

# 積立 & 年金プランのより効果的な活用方法

## 在職中

※詳細につきましては、13ページをご参照ください。

### 一時払持込制度を活用しよう！

年2回(1月・7月)一時払持込みが可能です。  
一時払持込みで保険料を「100万円」持込んだ場合の、一時払持込み部分の積立金額(脱退一時金額)の推移は…

■給付額試算表

| 積立期間 | 積立金額(脱退一時金額)  |              |
|------|---------------|--------------|
|      |               | 一時払保険料との差額   |
| 1年   | 約 998,200 円   | 約 -1,800 円   |
| 2年   | 約 1,009,400 円 | 約 +9,400 円   |
| 3年   | 約 1,020,800 円 | 約 +20,800 円  |
| 5年   | 約 1,043,900 円 | 約 +43,900 円  |
| 10年  | 約 1,104,200 円 | 約 +104,200 円 |
| 15年  | 約 1,168,100 円 | 約 +168,100 円 |
| 20年  | 約 1,235,800 円 | 約 +235,800 円 |
| 30年  | 約 1,383,800 円 | 約 +383,800 円 |

## 退職後

### 繰延制度を活用しよう！

退職後すぐに年金受取りの必要がない場合、最長10年まで年金の受取開始を繰延べて積立金額を増やすことができます。7ページの<おすすめプラン>で積立開始年齢40歳の場合、60歳時点の年金原資(積立金額)は「約11,588,200円」です。推移は…

■給付額試算表

| 繰延期間 | 積立金額(脱退一時金額)   |                |
|------|----------------|----------------|
|      |                | 制度活用による増加額     |
| 1年   | 約 11,717,900 円 | 約 +129,700 円   |
| 2年   | 約 11,850,000 円 | 約 +261,800 円   |
| 3年   | 約 11,983,300 円 | 約 +395,100 円   |
| 4年   | 約 12,117,700 円 | 約 +529,500 円   |
| 5年   | 約 12,254,500 円 | 約 +666,300 円   |
| 6年   | 約 12,392,400 円 | 約 +804,200 円   |
| 7年   | 約 12,531,400 円 | 約 +943,200 円   |
| 10年  | 約 12,960,200 円 | 約 +1,372,000 円 |

●上記の数値は、一定の前提条件のもと試算した結果であり、将来の受取額をお約束するものではありません。試算の前提については、5ページの<当パンフレットに記載の給付額について>をご参照ください。

# 定年後は3つのプラン

例えば

30歳でご加入のAさん〈男性〉

|              |          |      |               |
|--------------|----------|------|---------------|
| 月払           | 30,000円  | Aコース | 5,000円(5口)    |
|              |          | Bコース | 25,000円(25口)  |
| 賞与払<br>(半年払) | 150,000円 | Aコース | 20,000円(2口)   |
|              |          | Bコース | 130,000円(13口) |

を払込み続け、60

1. 年金 約858万円

2. 一時金 約1,403万円

## 1 年金受取

(A・Bコースから)

定年退職後は公的年金で145,665円(平均年金月額/厚生労働省年金局「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」)の給付があります。  
しかしながら、定年退職直後は何かと出費が多いこともあり、これまでの生活水準を維持するため、Aさんは10年確定年金に約858万円(Aコースから約352万円の全額・Bコースから約506万円)を振分けました。これでAさんは、公的年金に加え、毎月約75,200円の年金を10年にわたって受取ることができます。(10年確定年金を選択された場合)〈年金受取総額約902万円〉

## 2 一時金受取

(Bコースから)

右記の医療保障ならびに終身保障、左記の年金受取に加入された後の残額を一時金でお支払いします。

住宅ローンの一括返済やマイホームのリフォーム資金に充当できます。また、海外旅行に行くのも良いですね。



☆年金の受取方法は3種類あります

※詳細は2ページをご参照ください。

### ①10年確定年金

今回のおすすめプランです。ご加入者(被保険者)の生死にかかわらず、10年にわたって年金をお支払いします。



基本年金月額 約**75,200**円  
をお支払いします。

### ②15年確定年金

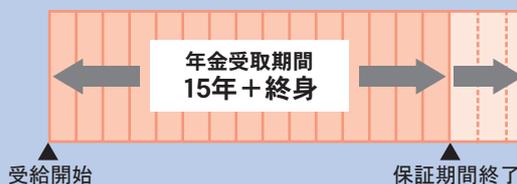
ご加入者(被保険者)の生死にかかわらず、15年にわたって年金をお支払いします。



基本年金月額 約**51,700**円  
をお支払いします。

### ③15年保証期間付終身年金

ご加入者(被保険者)の生死にかかわらず、15年にわたって年金をお支払いします。その後は、ご加入者(被保険者)が生存している限り年金を一生お支払いします。



基本年金月額 約**34,800**円  
をお支払いします。

※実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

# を選択できます。

自由に選択でき、  
組合せも可能。

## 歳の定年を迎えました



この時の  
積立金総額は

なんと

約2,323万円！

Aコース分 約352万円  
Bコース分 約1,971万円

けました ※もちろん、すべてを1つのプランで利用することも可能です。

### 3. 医療保障 約62万円

### 終身保障

#### 3 医療保障

(Bコースのみ)

高齢になると、どうしても心配なのは健康です。70歳からは医療費の自己負担が2割、75歳以上の方は1割(70歳以上の現役並み所得者は3割、75歳以上の一定以上所得者は2割)になりますが、それまでの入院に備えて、Aさんは医療保障に加入しました。前納保険料は約62万円です。

#### ☆ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)

70歳までの傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を確保できます。

※詳細は11ページをご参照ください。

#### 医療保障・70歳満了前納保険料表

| 契約年齢 | 男性       | 女性       | 契約年齢 | 男性       | 女性       |
|------|----------|----------|------|----------|----------|
| 55歳  | 796,037円 | 559,501円 | 61歳  | 567,301円 | 390,942円 |
| 56歳  | 763,223円 | 534,931円 | 62歳  | 515,945円 | 354,792円 |
| 57歳  | 729,855円 | 510,701円 | 63歳  | 462,847円 | 317,968円 |
| 58歳  | 695,551円 | 482,186円 | 64歳  | 406,639円 | 279,156円 |
| 59歳  | 655,487円 | 454,000円 | 65歳  | 347,967円 | 238,012円 |
| 60歳  | 613,939円 | 425,282円 |      |          |          |

2019年4月2日時点の料率に基づきます。

保険料はご契約時の契約年齢・料率により計算し、料率が改定された場合には保険料は変動することがあります。

#### 終身保障

(Bコースのみ)

2016年7月2日以降、販売を休止しております。



## 医療保障をご選択の場合 ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

- ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、京セラ株式会社を経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- 70歳までの傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を確保できます。
- 在職中に拠出型企業年金保険により積立てた額から保険期間満了までの保険料をまとめて前納いただくため、ご加入後は保険料のお払込みの必要はありません。
- ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知が必要です。
- 拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

### ●お支払事由の概要

給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷害や疾病等が責任開始時以後に生じることが必要です。

| お支払事由の概要                            | お支払いする給付金・金額                               | お支払限度                         |
|-------------------------------------|--|-------------------------------|
| 所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき | 入院給付金<br>15万円                              | 通算:100回                       |
| 入院を伴わない所定の手術を受けられたとき                | 外来手術給付金<br>1.5万円                           | 通算:30回                        |
| 所定の先進医療による療養を受けられたとき                | 先進医療給付金<br>先進医療にかかる技術料と同額                  | 通算:2,000万円                    |
| 先進医療給付金が支払われるとき                     | 先進医療サポート給付金<br>20万円<br>(先進医療にかかる技術料と同額が上限) | 通算:なし<br>(一連の先進医療による療養について1回) |

※一部お支払いの対象外となる手術があります。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ニッセイみらいのカタチ 注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」に記載されております。
- ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)のお申込みにあたっては「ニッセイみらいのカタチ 注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。

# 終身保障について 一時払退職後終身保険

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

2016年7月2日以降、販売を休止しております。

- 一時払退職後終身保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、京セラ株式会社を經由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込み(充当)いただくことにより、終身にわたって、死亡・所定の高度障がいにより備えながら資産形成ができます。
- ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知または診査が必要です。
- 拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

なお、次の5つの条件全てに該当した場合に限り、告知または診査なしで、終身保険を契約いただくことができます。

- ①京セラグループ保険(団体定期保険)に退職日直前まで2年を超えて継続して本人として加入されている方であること
- ②終身保険の契約日の前日までに京セラグループ保険(団体定期保険)から脱退していること
- ③満55歳以上65歳6カ月以下の方であること(終身保険の契約日現在の年齢)
- ④加入手続き(保険会社宛の保険料払込み・契約申込書提出)を京セラグループ保険(団体定期保険)脱退日から1カ月以内に完了すること
- ⑤終身保険のお申込み保険金額が3,000万円以下かつ京セラグループ保険(団体定期保険)の脱退時主契約保険金額以下であること(100万円以上でお申込みください)

### ●お支払事由の概要

| お支払事由の概要  | 契約時設定可能な保険金額                         |
|---|--------------------------------------|
| 死亡保険金<br>死亡されたとき  | 死亡・高度障がい保険金額は、最高3,000万円、最低100万円とします。 |
| 高度障がい保険金<br>責任開始時以後に生じた傷害または<br>疾病が原因で所定の高度障がい状態<br>になられたとき |                                      |

高度障がい保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」に記載されております。
- 一時払退職後終身保険のお申込みにあたっては「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。



# ご加入されるみなさまへ

## 加入資格

### Aコース (税制適格型)

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある京セラグループの役員・嘱託および社員の方。  
生年月日がS48年4月1日以降の方が申込みいただけます。(満60歳に達した直後の3月末が定年退職日の場合)

### Bコース (自由選択型)

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある京セラグループの役員・嘱託および社員の方。  
生年月日がS40年4月1日(半年払は1年後)以降の方が申込みいただけます。(満60歳に達した直後の3月末が定年退職日の場合)

口数変更(保険料の増額) < A・Bコース >

・口数変更(保険料の増額)は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある方に限ります。

※会社によって保険料払込期間満了日(定年退職日)は異なります。詳しくは当パンフレットに記載の〈団体お問合せ先〉にご確認ください。

※保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍・転出等でご加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

## 保険料払込期間満了日

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 〈社員〉    | 満60歳に達した直後の3月末、満60歳に達した日の属する月末 |
| 〈役員・嘱託〉 | 満70歳に達した直後の3月末、満70歳に達した日の属する月末 |

※会社によって保険料払込期間満了日(定年退職日)は異なります。詳しくは当パンフレットに記載の〈団体お問合せ先〉にご確認ください。

## 保険料

保険料はご加入者(被保険者)負担です。

|            |   |
|------------|---|
| 〈月払〉       | 1口1,000円で最低2口以上最高200口まで加入できます。<br>(2024年1月給与から控除)   |
| 〈賞与払(半年払)〉 | 1口10,000円で最低1口以上最高100口まで加入できます。<br>(2024年夏期賞与から控除)  |
| 〈一時払〉      | 1口10,000円で最低10口以上から加入できます。<br>一時払保険料はご加入者(被保険者)から2023年12月中に直接銀行で振込みいただけます。お申込みの方へは別途ご案内します。 |

※月払加入が必須です。賞与払(半年払)・一時払のみの加入はできません。

## 受取人

・年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。  
・遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。

(※)ご遺族の取扱いは、1ページの「在職中(保険料払込期間中)の給付内容」の(\*)をご参照ください。

## 配当金

・年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。  
・保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。  
・毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。

※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになりません。

## 新規加入・口数変更・減額・払込中断

・新規加入・口数変更については、毎年2回(今回は月払は2024年1月1日、賞与払(半年払)は2024年6月1日)のみの取扱となります。  
・別表の〈事由〉①～⑦に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは、募集期間中に限ります。ただし月払2口・賞与払(半年払)1口を最低残すものとします。

・Bコースについては別表の〈事由〉①～⑦に限定し、最長3年間の保険料の払込中断ができます。月払・賞与払(半年払)双方にご加入の場合は月払・賞与払(半年払)同時に保険料払込中断となります。ただし、Aコース・Bコースとも賞与払(半年払)保険料のみの保険料払込中断は取扱いません。(期限はなし)  
※Aコースの月払の保険料払込中断はお取扱できません。  
・保険料の減額・保険料の払込中断の際には積立金の受取りはできません。  
・保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。  
※賞与払(半年払)保険料のみの保険料払込中断期間中に死亡された場合、死亡時点の積立金額に1回分の月払保険料を加算した額を遺族一時金としてお支払いします。

## 別表

### 〈事由〉

①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

## 保険料積立金の一部受取り(減口)

別表の〈事由〉①～⑥に該当する場合に限り、保険料積立金の一部受取り(減口)を取扱います。ただし、最低金額は10万円(1万円単位)です。  
※Aコースにご加入の方については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。

## 積立金などその他

・払込保険料から、保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引くため、脱退一時金は加入期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。  
・脱退に伴う手数料のご負担はありません。  
・脱退の場合に、払方別の脱退(一時払のみ、賞与払(半年払)のみ、月払のみを脱退)はお取扱できません。

## 年金の繰延

・1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。  
・繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。  
・Aコース、Bコースの両コースに加入しているご加入者(被保険者)について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。

## 既加入者のコース変更

加入資格を満たせばA・B両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

## 年金

・年金の種類:10年確定年金・15年確定年金・15年保証期間付終身年金  
・保険料払込期間満了(定年退職)時に該当者あてに通知いたします。その際に受取方法や年金の種類を選択していただきます。  
・年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。  
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。  
・年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。また、Bコースのご加入者(被保険者)は次の個人保険を選択いただくこともできます。  
※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。  
一時払退職後終身保険、ニッセイみらいのカチ(入院総合保険)

## 積立額の確認

加入者ダイレクトにてご自身で確認いただけます。  
ニッセイライフインフォメーションの作成は行っておりません。

# ご加入にあたって

家計の実態は意外と厳しく、しっかりと  
した老後生活の準備が必要です。

60歳以降の人生はこんなに長い！ その分、備えも必要です。

平均寿命は男性81.64歳※、女性87.74歳※  
となっており、60歳からの人生は約20年も  
あります。しっかりとした老後の生活設計  
が必要です。

※日本にいる日本人の平均寿命で  
厚生労働省「令和2年 簡易生命表」に基づく

## 60歳時の平均余命



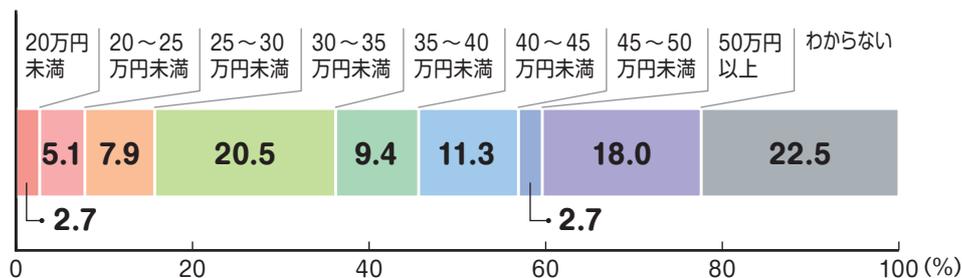
## 65歳時の平均余命



※日本にいる日本人の平均余命で厚生労働省「令和2年 簡易生命表」に基づく

夫婦2人でゆとりある生活を送るために必要と考えられている生活費月額

## ゆとりある老後生活費※ 月額 約37.9万円



※夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりのある老後生活を送るための費用の合計額

\*集計対象は18歳～79歳

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

## 制度運営および引受保険会社

- 当制度は京セラ株式会社が生体保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険・ニッセイみらいのカチ(入院総合保険)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(2023年5月11日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社(55%) [事務幹事会社] 第一生命保険株式会社(25%)  
明治安田生命保険相互会社(20%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

## 個人情報の取扱いに関する京セラ株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、京セラ株式会社(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。  
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

## お申込み手続き

<専用webサイトでのお手続き対象の方>

- 新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、専用webサイトでお手続きください。
- 新規加入されない方は、お手続きは不要です。
- 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

<「申込書」でのお手続き対象の方>

- 新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ申込書を各拠点総務へご提出ください。
- 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 新規加入されない方は、申込書のご提出は不要です。
- 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、ご提出は不要です。

## ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

### <団体お問合せ先>

京セラインターナショナル株式会社 TEL 075-604-3520  
【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・京セラ休日はお取り扱いしていません。)]

### <日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL 0120-383-616 (通話料無料)  
※お問合せの際には、記号証券番号(970-91701)をお知らせください。  
【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

## 「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。